

2014年4月9日

(30キロ圏自治体 首長) 様

柏崎刈羽原発の UPZ 対象自治体における東京電力との安全協定の見直し
および 30 キロ圏自治体連携に関する申し入れ
—函館市の大間原発建設差止訴訟を受けて—

緑の党グリーンズジャパン

共同代表 中山均(新潟市議会議員)

長谷川羽衣子

須黒奈緒

橋本久雄

日頃市民の安全安心のためご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、去る4月3日、北海道函館市が国とJパワー(電源開発株式会社)を相手取り、青森県大間町で建設が進む大間原発の建設差止め訴訟を起こしました。

東京電力福島第一原発事故では、旧来の原発事故防災の考え方を大幅に超える範囲に汚染と被害が広がったのはご承知の通りです。

柏崎刈羽原発のある本県においても、3.11以降、原子力防災計画や避難計画の見直しや策定が進められ、すでに東京電力と安全協定を締結していた新潟県・柏崎市・刈羽村以外でも、関係自治体の尽力により、県内全ての市町村で安全協定が締結されました。

現在、県や地元市村の安全協定では、「第3条((計画等に対する事前了解)」において、計画や設備の変更に伴う事前了解を義務づけ、現在議論となっているフィルターイベント等の安全性の確保についても、自治体の了解が課題になっています。また、第14条(運転停止を含む適切な措置の要求)は、2002年の東京電力のトラブル隠し事件を経て自治体側の強い要求により新設された条項です。2007年の中越沖地震の際には、この条項に基づき、自治体側が徹底的な耐震対策や断層の調査、再稼働の際の事前了解を求めた経緯もあります。現在、柏崎刈羽原発の2、3、4号機については、この「再開の事前了解」に関する要求がまだ生きている状態です。

一方、県や地元市村を除く県内市町村の安全協定には、このような規定がありません。特に原発から30キロ圏に位置する貴市は、3.11後に新たに見直された国の方針に基づき、「原子力防災対策の重点区域(UPZ)」の対象となる30キロ圏に位置し、防

災計画の策定が義務づけられながら、原発の建設や設備・計画変更、稼働等に関する意見聴取や権限の無い状態に置かれています。函館市の訴訟は、「立地県以外の自治体からの訴え」という特殊事情を超えて、全国の原発の UPZ 圏自治体における「義務づけあって権限無し」という普遍的問題に対する異議申し立てでもある、と私たちは理解しています。

私たちは、原発周辺の住民の安全を守るため、政府に対し、まず PAZ・UPZ の対象範囲を広げるとともに、原発の建設・計画や稼働に関する対象自治体の権限の強化を制度化することを求めています。同時に、当面、少なくとも UPZ の対象となる自治体においては、安全協定の中で一定の権限の強化が必要だと考えます。

また、原発周辺の住民の安全を確保するためには、同様の課題を抱える県内・全国の自治体との連携で、国や電力事業者に対して必要な働きかけ等を行なっていくことも重要だと考えます。

そこで貴自治体に対し、以上の観点を踏まえ、下記を検討されるよう、申し入れるものです。

記

1. 貴自治体が東京電力と締結している安全協定の中に、新潟県・柏崎市・刈羽村の協定で規定されている第 3 条・14 条に相当する条項を盛り込むこと
2. 防災計画が義務づけられている UPZ 対象となる県内・全国の自治体との情報交換や連携を図り、市民の安全確保のため、国や電力事業者との協議や交渉に臨むこと。必要であれば新たな協議会などの結成も検討すること。
3. 前項においては、UPZ の拡大の必要性の議論を踏まえ、UPZ 周辺自治体にも情報の提供・発信を図り、相互に協力すること。

以上

この申し入れに対するお考えなどを、お忙しいところ恐縮ですが、4 月 15 日(火)までに下記連絡先まで御回答いただければ幸いです。

<連絡先>

電話 090-1541-4798(中山携帯)

FAX 025-230-6371(中山事務所)

メール:nakayama@jca.apc.org